令和６年度　第２回　大阪府立学校いじめ防止対策等審議会議事録

令和７年２月14日（金）

10：00～12：00

於：大阪府新別館北館１階　会議室兼防災活動スペース３

出席者　新井肇（関西外国語大学教授）、伊山喜二（大阪社会福祉協議会）、

栗本美百合（大阪府臨床心理士会）、眞鍋亘（大阪府立高等学校ＰＴＡ協議会）、

峯本耕治（大阪弁護士会）

欠席者　山下仰（大阪精神診療所協会）

|  |  |
| --- | --- |
| 事務局 | 大阪府立学校いじめ防止対策等審議会規則第８条第２項、「委員の過半数が出席」を満たしておりますので、審議会の成立を確認します。 |
| 委員 | それでは報告１のいじめの認知件数の推移について、事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 府立学校におけるいじめの認知件数は、令和２、３年度は新型コロナウイルスの影響により減少しましたが、令和４年度におきましては、コロナ禍前の令和元年よりも増加し、令和５年度も引き続き増加をしております。  府教育庁といたしましても、いじめの認知件数の増加については、法におけるいじめの定義が学校に浸透して、積極的な認知が進んできていると前向きに捉えております。  しかしながら、府立学校においていじめを認知した学校数は、217校中140校（64.5％）となっております。認知した学校数も年々増加をしておりますが、認知していない学校については、本当にいじめが生起していないのか、見逃している、潜在化しているいじめがあるのではないかと懸念をしております。  次に、いじめの現在の状況についてです。いじめの認知件数689件に対して561件が解消しており、解消率は81.4％となっております。  解消率に関しましては、各校がいじめの解消の定義を理解し、少なくとも３ヶ月は定期的な面談や見守りといった支援を続けて、被害生徒が安全に安心して学校生活を送れるようになっていると確認ができてから解消するように、教職員だけの見立てで安易に解消と判断しないように、研修等を通じて発信をしております。  次に、いじめの発見のきっかけについてです。コロナ禍以降は学校の教職員等が発見した件数が最も多くなっており、増加傾向が続いております。これは、教職員の法におけるいじめの定義の理解もありますが、各校が年間３回実施をしております「いじめ等アンケート」の取組みが定着したことなど、以前は発見・報告されなかった事例が表面化するようになった可能性があると考えております。  続いて、いじめの態様については、令和４年度から５年度にかけて、府立高校においては、その他を除くとＳＮＳ等を介したいじめの態様の増加率が最も高くなっております。 |
| 事務局 | 続けて、支援学校の令和元年度から５年度のいじめの状況について説明させていただきます。いじめの認知件数につきましては令和元年度119件から令和５年度214件とほぼ倍増しております。この増加については、学校の積極的認知が進んでいる状況であると、前向きに捉えております。  次に発見のきっかけについてです。支援学校においては、教職員の発見という項目がかなり増えてきている状況です。子どもたちの小さな変化をつぶさに捉え、自分からいじめられていることを発信できない子どもたちに対しても、そういう状況にあるということを踏まえて、丁寧に教員が報告を上げていることの結果と捉えています。  「いじめ初期対応のてびき」を今年度周知していますが、ある支援学校からは、このマニュアルを使用していじめの共通認識を図ったことで組織として初期段階から対応ができたという報告も受けております。  解消率については、全体と同じ８割程度となっております。  いじめの態様については、冷やかしやからかい、悪口という項目が多くなっております。支援学校に通う児童生徒の中には、障がい特性によって相手との距離感がなかなかつかめない状況であったり、意図せず相手を傷つけてしまうことでトラブルになるケースであったり、何気ない一言についても繊細に捉えるというようなケースもあるので、そういうところも含めてこの項目が高くなっているのではないかと考えています。  続いて、パソコンや携帯電話で誹謗中傷をされるという項目の回答が増加しています。特にＳＮＳを介することで顔が見えない中で複雑化し、また長期化するような傾向があることは、支援学校においても課題と捉えております。 |
| 委員 | いじめ認知件数が増えたことの説明としては、見落としが減ったことが要因かもしれないが、いじめの件数自体が増えている可能性もあるのではないか。  ＳＮＳ等のいじめは、学校以外であっても、それこそ24時間365日可能であり、いじめが増える基盤になっている可能性が高い。いじめの手段と機会が増えれば、いじめが増えることは十分想定できる。  また、いじめ認知件数ゼロの学校はいじめ見逃し率100％である可能性が高いのではないか。 |
| 委員 | 府立高校では教職員によるいじめの発見が減っており、支援学校では増えている点が気になる。 |
| 事務局 | 令和４年度からいじめのアンケートを年１回から３回のＷＥＢ回答可に変えました。アンケートから発見の件数が増えてるため、そちらで把握していると考えています。 |
| 事務局 | 支援学校では、いじめの疑い段階から、かなり丁寧にいじめとして対応していると考えています。 |
| 委員 | いじめを受けた側にとってはずっと記憶に残るものなので、いじめに「解消」という状態はそぐわないとも考える。 |
| 委員 | 少なくとも在学中、卒業段階までは、きちんと見守る必要があると考える。 |
| 委員 | 法が制定された平成25年度と現在とでは、不登校の状況が大きく様変わりしており、不登校重大事態の法の建付けでいくと、不登校対応にもいじめ対応にもひずみが生じているではないかと懸念される。 |
| 委員 | いじめの認知件数に、学校による傾向などはあるのか。 |
| 事務局 | いじめの定義上、どこの学校でも起こりうる、ということが大前提ですが、やはり学校間で認知件数に大きな開きがあります。教育庁主催の研修で、認知件数の多い学校の取組みを好事例として紹介し、府立学校全体で共有しています。  いじめの認知件数０件、つまり先ほどの委員の発言を引用すると、いじめ見逃し100％の学校があるということは課題であり、まずは、どこの学校でもいじめは起こるという認識を持つことが大事だと考えます。 |
| 委員 | 不登校の要因といじめについて、本人はいじめっと感じるような事態があって学校に行けなくなっているケースも、数には上がってこないけれどもあり得る。高校生だと、小中学生に比べるとある程度、自分で対処している可能性があるので、実際にはいじめが原因での不登校は、生徒本人の主観的意識の中では、もう少しあるのではないかという気がする。 |
| 委員 | それでは次に、いじめ防止対策推進法第28条に係る重大事態案件へ移ります。この間、生起している事象について事務局より説明をお願いします。 |
|  | （非公開） |
| 委員 | 続いて、審議内容へ移ります。 |
| 事務局 | 「いじめ初期対応のてびき」について、昨年の本審議会でご審議をいただきまして、今年度４月に府立学校に対して発出をいたしました。その後、管理職それから生徒指導主事を集めた研修等、あらゆる場面を通じて、本てびきの周知を図っております。実際に事案対応を等の際に有効に活用しているという報告もあります。  ４月に発出して、まもなく１年が経ちますが、実際に活用する中で、追加すべきではないかと思われる項目がいくつか出てまいりました。  本てびきは、学校にとって即時性の高い資料であるというふうに考えておりますので、１年間の運用で気づいた点は、ブラッシュアップして、新年度から活用していくべく、今回の改訂案を作成しました。  改訂点としては、今年度、教職員がいじめに気づいたときには既に不登校の重大事態に至っていたケースが複数件生起したため、初期対応の段階で既にいじめの重大事態になっていったケース例を追記しました。このようなケースを追記することで、府立学校全体で共用し、多くの教職員に自分ごととして捉えていただきたいというふうに考えています。  その他、追加した点は、重大事態に関する内容、具体的な法の内容や重大事態発生時の対応について追記しました。本てびきは初期対応に焦点を当てて作成をしておりますが、教職員がいじめに気づいたときには重大事態に至っていたというケースがありましたので、改めて、重大事態とは何か、重大事態になったらどうすれば良いのか、という点について、教職員も理解をしておく必要があると考え追記いたしました。加えて、てびきの最後に、参考として、校内いじめ対策組織の会議の議事録のひな形を、記録の重要性や記録の際のポイントをお示しながら掲載をしました。このひな形自体はすでに各校にデータで配付していますが、てびきにも掲載した方が、より具体的でわかりやすいという意見があったため掲載いたします。以上が今回の改訂についての説明となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 |
| 委員 | 今回の改訂では、学校がいじめを把握したときには既に重大事態に至っていたケースが追記されるということだが、教職員が児童生徒の欠席には必ず原因があり、その１つはいじめではないかと思って、児童生徒と接することが、いじめの早期発見に繋がり、重大事態に至らならないためには重要だと考える。 |
| 委員 | スクールカウンセラーからみる見立てと学校の先生からみる「やる気がない」という見立ての齟齬が感じられる場合があり、「なぜやる気がでないのか」という見立てが必要なのではないかと感じます。児童生徒本人の不安感を共有できるところがあれば良いと思っている。そういうポイントがあってよい。 |
| 委員 | 入学時など、保護者に「うちの学校のいじめ対応はこうです。いじめの法律はこうなってるんです」というように、学校の取組みを最初にしっかり理解してもらう。そもそもいじめの定義がこんなに広いということを知らない保護者は多いと思う。事前に保護者に説明しておくことは大事。 |
| 委員 | 学校いじめ対策組織に基づいた会議を開催して情報共有はされているが、会議の内容やどのように進められたのかは気になる。  学校いじめ対策組織にＳＣやＳＳＷ等専門人材が入って、被害の見立てやリスクアセスメントがされているかどうかをポイントとして取り入れても良いと思う。 |
| 委員 | 審議事項は以上になります。  多岐にわたるご意見ありがとうございました。各委員の皆様から非常に参考になる意見が多くあったかと思いますので、今回の協議の内容を踏まえててびきの改訂を検討いただければと考えております。どうぞよろしくお願いします。 |
| 事務局 | それでは、これをもちまして令和６年度第２回大阪府立学校いじめ防止対策等審議会を閉会いたします。  本日はありがとうございました。 |